

(陳受28第14号)

超絶公然わいせつ行為をあらわすオブジェの撤去を求める意見書提出を求めることに関する陳情

受理年月日	平成28年3月11日
陳情者	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27 小畑 孝平

陳情の要旨

東京都中央区立浜町公園の敷地内の東京都中央区立総合スポーツセンターの付近に、全裸の少女たちが組み体操をしているオブジェが設置されている。下にいる少女1が、相手の少女2を高く持ち上げている。少女2は、大きく反り返り、足を開き、著しく不当に、いやらしく自身の局部を強調している体位をとっている。少女1の長い頭髮が、ねじれるように絞られ、固く逆立ち、これの先が少女2の局部を直撃し、いかにも、そこへ挿入の上、特定部位を強く刺激せんばかりのわいせつな様態である。

一方、当該公園入り口付近には小便小僧なるものがあるが、その大げさな様態から、どう見ても、排せつしているのではなく、別のわいせつな行為に及んでいるものと思料される。何も至近距離で凝視せずとも、遠くから片側の視野の辺縁に映っただけでも、思わず首をそちらへやってしまうほどの、相当なインパクトを放つ、異様かつ強烈なわいせつぶりである。まして、公立にして児童及び青少年が頻繁に利用する施設である。

そもそも、これらは「東京都青少年の健全な育成に関する条例」及び「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」に著しく抵触するものでもあり、速やかに撤去せねばならない。当該わいせつぶりは、成人に対してすら衝撃を与えるものであり、児童及び青少年に対しては、PTSDに罹患させ、または学業等に対する集中力を破壊し尽くし、その他の生活にも支障を来し、進学等の失敗のみならず、身体的もしくは精神的な官能の健全な成長を著しく阻害され、または猟奇的性犯罪者予備軍もしくは当該犯罪者そのものになるリスクを与え、その他今後の人生を破壊する危険性がある。

我が国においては、アヴァンギャルドなどと言う、芸術及び表現の自由を大義名分にした、不貞、猟奇的、性的もしくは暴力的な行為を正当化し、または著しく不当に賛美もしくは助長する動きが加速しつつあるが、子どもたちの明るい未来のためにも、社会正義の貫徹のためにも、身近な問題から一つ一つ個別に是正し、やがて地方から声を上げ法整備へつなげ、包括的に禁止していかねばならない。

以上の趣旨から、東京都中央区に対し、下記事項を求める意見書を提出されたい。

記

- 1 東京都中央区立浜町公園に設置されているわいせつなオブジェを撤去すること。
- 2 その他にも公衆においてわいせつなオブジェ等がないか調査し、見つけ次第、同様に撤去すること。
- 3 景観に関する法令及び例規の周知並びにこれの遵守に関する注意喚起をすること。